

様式第十一号(第十条の十関係)

産業廃棄物処理業~~廃止~~届出書  
変更

平成〇〇年〇〇月〇〇日

高知市長 殿  
(高知市長 岡崎 誠也 殿)

申請書の宛名は上記のいずれかのとおり記載

届出者 〒〇〇〇-〇〇〇〇  
住所 〇〇県〇〇市〇字〇番地〇  
氏名 〇〇株式会社 印  
代表取締役 〇〇〇〇  
電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇92〇〇〇〇号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について~~廃止~~したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容 (規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。)	水銀使用製品産業廃棄物 含む 水銀含有ばいじん等 含む (詳細は別添事業計画の概要のとおり)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                         水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等について記載                     </div>

変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項)

(変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更			
(ふりがな) 名 称		住 所	
(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員(法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む)、株主、出資をしている者及び使用人の変更			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍	
	役職名・呼称	住 所	

廃止又は変更の理由	現に水銀使用製品産業廃棄物を取り扱っており、省令に定義されたため
-----------	----------------------------------

備考

- 1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。
- 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

事業計画の概要

1. 事業の全体計画 (変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること)

- ・〇〇で発生する水銀使用製品産業廃棄物を処分業者に運搬する。  
取り扱う水銀使用製品産業廃棄物は以下のとおり。  
(〇〇、〇〇)
- ・〇〇で発生する水銀含有ばいじん等を処分業者に運搬する。

事業の全体計画

- ・収集運搬を行う水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む産業廃棄物の発生する場所を記載。水銀使用製品産業廃棄物については、取り扱う品名について記載

2. 取り扱う産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物) の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m <sup>3</sup> /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (水銀使用製品産業廃棄物を含む)	2 t/月	蛍光ランプ	(有)×× 高知県〇〇市〇〇番	高知市〇〇大字△△字△△××番×	(株)△△ 高知県高知市
2	汚泥 (水銀含有ばいじん等を含む)	1 t/月	泥状	(有)××の建設工事現場		(株)△△ 高知県高知市
3	金属くず、汚泥 (水銀使用製品産業廃棄物を含む)	1 t/月	水銀電池等	××病院等		(株)△△ 高知県高知市
4	<p>産業廃棄物の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収集運搬を行う水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む産業廃棄物の種類をすべて記載</li> </ul> <p>性状</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水銀使用製品産業廃棄物については取り扱う品名を記載</li> <li>・水銀含有ばいじん等については、固型、液状等の性状を記載</li> </ul> <p>予定運搬先</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を取り扱っている処分業者を記載</li> </ul>					
5						
6						
7						

備考 取扱う (特別管理) 産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

(第2面)

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	キャブオーバー	高知〇〇は〇〇〇〇	〇〇〇〇 kg	〇〇(株)	
2	ダンプ	高知〇〇は〇〇〇〇	〇〇〇〇 kg	〇〇(株)	
3	ダンプ	高知〇〇な〇〇〇〇	〇〇〇〇 kg	〇〇(株)	水密式
4					
5	<p>運搬車両一覧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む産業廃棄物を収集運搬する車両を記載。</li> <li>水銀使用製品産業廃棄物については破碎、飛散流出することのないよう、水銀含有ばいじん等については飛散流出、揮発等することのないような方法で運搬できる運搬車両及び運搬容器を記載</li> </ul>				
6					
7					
8					
9					
10	<p>その他の運搬施設の概要（運搬及び保管容器等について記載）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水銀使用製品産業廃棄物について、破碎することのないような方法、かつ、その他の物と混合するおそれのないよう区分するための容器を記載</li> <li>水銀使用製品産業廃棄物については、備考欄に品名を記載</li> <li>水銀含有ばいじん等について、飛散流出、揮発等を防止するため密閉できる容器等を記載</li> </ul>				
事務所の所在地					
駐車場の所在地					
(2) その他の運搬及び保管施設の概要					
運搬・保管容器等の名称	用途	容量	備考		
ドラム缶	金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）	200L	蛍光ランプ		
ドラム缶	汚泥、廃油（水銀含有ばいじん等を含む）	200L			
ドラム缶	金属くず、汚泥（水銀使用製品産業廃棄物を含む）	20L	廃電池		

(3) 積替え又は保管施設の概要 (所在地、産業廃棄物の種類ごとの高さ、保管面積及び保管上限等)

積替え又は保管を行う場合

○所在地

高知市〇〇町△△××番×

○産業廃棄物の種類

金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

保管面積△△. △m<sup>2</sup>

保管上限△△. △m<sup>3</sup>

積み上げることができる高さ：容器保管のため省略 (保管容器：〇〇)

(場内配置図及び保管面積等算出根拠資料は、下記のとおり (図面及び写真を添付すること))

保管面積  $4\text{ m} \times 10\text{ m} = 40.0\text{ m}^2$

保管上限  $40\text{ m}^2 \times 1\text{ m} / 3 = 13.3\text{ m}^3$  (積上げ高さ1m)

- ・水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を積替保管する場合は、カラー写真を添付
- ・保管面積・保管上限が変更なければ算出根拠資料は省略可能 (保管容器を小分けにする等で。)

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

○車両ごとの用途

・キャブオーバ

金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、汚泥（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）○○は○○に入れて運搬する。

・ダンプ

ばいじん、燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む）

○○は○○に入れて運搬する。

・ダンプ（水密式）

廃酸、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を含む）

○○は○○に入れて運搬する。

○収集運搬を行う時間

平日午前8時から午後5時まで

車両ごとの用途

・車両ごとに運搬する産業廃棄物の種類

・容器を使用して運搬する産業廃棄物の種類を記載

○休業日

日曜日、祝祭日及び年末年始

従業員数の内訳

平成○○年○○月○○日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
3人	2人	人	1人	10人	10人 (10)	人	16人

5. 環境保全措置の概要 (運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。)

(1) 運搬に際し講ずる措置 (飛散、流出、悪臭、騒音及び振動等の発生防止措置、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等の取扱い上の注意事項)

- ・ 運転中は、荷こぼれのないよう荷積みの状況を確認し、運転中に廃棄物が飛散しないよう荷台をシートで覆う。
- ・ 水銀使用製品産業廃棄物は飛散流出、破砕することのないよう、また、その他のものと区分するため〇〇〇〇で運搬する。
- ・ 水銀含有ばいじん等は運搬中に飛散流出、揮発することのないよう、また、その他のものと区分するため〇〇〇〇で運搬する。
- ・ 運搬容器を使用する場合は、内容物が破損、飛散等しないよう〇〇で固定する。

積替え又は保管の場所において講ずる措置

- ・ 水銀使用製品産業廃棄物について、その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を記載
- ・ 水銀含有ばいじん等について、その他の物と混合するおそれのないよう、飛散流出、揮発等することのないよう、また、高温にさらされないために必要な措置等を記載

(2) 積替え又は保管施設において講ずる措置 (飛散、流出、悪臭、騒音及び振動等の発生防止措置、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等の取扱い上の注意事項)  
(積替え又は保管を行わない場合は、記入しないこと)

- ・ 容易に人が立ち入らないよう囲いを設置する。
- ・ 汚水等の地下浸透を防ぐため、床面をコンクリート張りする。
- ・ 公共水域及び地下水の汚染を防ぐため、沈殿槽及び排水溝を設ける。
- ・ 水銀使用製品産業廃棄物は、他のものと区分し、破損しないよう〇〇〇〇で保管する。
- ・ 水銀含有ばいじん等は、他のものと区分し、飛散流出、揮発することのないよう〇〇〇〇で保管する。また、高温にさらされないため、〇〇〇〇で保管する。

運搬に際し講ずる措置

- ・ 水銀使用製品産業廃棄物について、飛散流出、破砕することのないよう、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集、運搬する方法について記載
- ・ 水銀含有ばいじん等について、飛散流出、揮発等を防止するための方法、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して収集、運搬する方法について記載

(3) その他

- ・ 以下の指針、ガイドライン又はマニュアルに基づき、廃棄物の取扱い方法を従業員等に周知徹底を行う。(指針、ガイドライン又はマニュアルの名称)

水銀廃棄物ガイドライン

産業廃棄物処理業の許可申請のための講習会

6. 本許可申請にあたり書類を作成した事務担当者の氏名及び連絡先 (電話番号及びファクシミリ番号)

〇〇課 〇〇〇〇 TEL: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 FAX: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

(第6面)  
運搬及び保管容器の写真

運搬容器等の名称	ドラム缶	用途	金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）等
<p style="text-align: center;">（水銀使用製品産業廃棄物・水銀含有ばいじん等を含む産業廃棄物）の運搬及び保管容器のカラー写真を添付</p> <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 容器等の全体が写るように撮影すること。</li></ul>			
撮 影			平成〇〇年〇〇月〇〇日

運搬容器等の名称		用途	
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 容器等の全体が写るように撮影すること。</li></ul>			
撮 影			平成〇〇年〇〇月〇〇日